

# 一 般 競 争 入 札 公 告

## 1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 検体検査の業務委託
- (2) 委託検査件名及び件数 別紙「検査項目及び予定件数」のとおり
- (3) 契約期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日
- (4) 検体受け渡し及び結果報告場所  
独立行政法人国立病院機構長崎医療センターの経理責任者が定める場所
- (5) 入札方法  
(2)で示す品目ごとに、それぞれ入札に付する。入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で(2)の品目ごとにそれぞれの単価を記入すること。  
なお、契約交渉権者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約交渉権者決定とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他  
独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下、契約細則という。)第22条の規定に基づき単価契約とする。

## 2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下、「取扱細則」という。)第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、非保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (4) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA又はB、Cの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
  - ①資格審査・添付書類に虚偽の事実を記載した者
  - ②経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
  - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条1項各号に掲げる者
- (6)
  - I 基本事項

1. 当院の「外部委託検査所調査」による審査に適合した検査所であること。
2. 当院のオーダーリングシステムに対応可能なこと。  
(マスター変更時に費用が発生した場合は契約者負担とする)
3. 契約検査項目は、原則的に自施設実施検査項目であること。
4. 検査所の都合による全ての変更(基準値や単位等、それに伴うシステム変更)は、検査所の費用のもとに行い、臨床側への資料配布や説明も検査所が行う。

## II 基準値及び単位

1. 検査所が変更の場合現在採用している検査項目の基準値を1%以上外れないこと。
2. 検査所が変更の場合現在使用している検査項目の単位が変わらないこと。
3. 1. 2. について、検査技術・検査法の改善による場合や基準値の変更が臨床診断上、影響を及ぼさない場合はその限りではないが、変更理由の説明を必要とする。
4. 3. について、変更点および変更理由の説明については文書と口頭で行うこと。

※文書とは検査所が発行するいわゆるインフォメーション・ニュース等ではなく、当院の契約あるいは随時委託の実績項目について作成したものを指す。

## III 測定原理及び測定法

1. 検査所が変更の場合測定項目における測定原理及び測定法が変わらないこと。但し、測定原理及び測定法が変更しても、測定感度特異性において上位の測定法であることが認められる場合はこの限りではない(測定感度は低くなってはならない)。

## IV 内部精度管理

1. 標準作業書が整備されていること。
2. 内部精度管理作業書が整備されていること。

## V 外部精度管理

1. 日本医師会臨床検査精度管理調査での最近の修正点が95.0点以上であること。(精度管理結果報告書の写しを1枚提出すること)
2. 国内外の外部精度管理に複数参加していること。

## VI 検体容器

1. 採血試験管は現在使用のものと同じもので色彩・形状的に変わらないこと。但し、当院より要望があった場合はその限りではない。また、やむを得ず変更

する場合は、変更理由の説明を文書と口頭で持って行うこと。

## Ⅶ 報告

1. オーダーリング画面に掲載されている項目の報告は伝票を用いないで電子媒体で行う。
2. オーダーリング画面に掲載されていない項目は依頼伝票を用いて、結果は伝票報告とし、スキャナーで取り込む。
  - 1) 依頼伝票は検査所が用意する。
  - 2) 依頼伝票の内容・様式は臨床検査科と協議する。

## Ⅷ その他

1. 検査所は月毎の受託検査件数の集計報告を月始め7日以内に臨床検査科に報告する。
2. 測定原理の変更や試薬の製造中止に伴う検査の中止は1ヶ月前までに連絡すること。
3. 検査所の理由により、検査項目等について一時的に検査中止等のトラブルが生じた場合は、その理由と期間及び代替項目等の広報（文章）を検査所の責任において行う。
4. 当院の外注検査項目に該当する項目についての「検査方法・試薬名・メーカー名・測定方法・測定機器名・基準値・単位」についての調査は必要に応じて行う。
5. 事情により上記条件の一部を適用しない場合もある。

### 3. 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付、入札書の提出場所

〒856-8562 長崎県大村市久原二丁目1001-1

独立行政法人国立病院機構長崎医療センター 事務部企画課

企画課長 馬渡 永年 Tel 0957-52-3121 内線2225番

(2) 入札説明会 なし

(3) 入札書の提出期限

平成28年3月7日（月）17時00分

（郵送の場合には受領期限までに必着のこと）

### 4. 開札の日時及び場所

日 時 平成28年3月8日（火）11時00分

場 所 国立病院機構長崎医療センター 院内会議室

### 5. その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2（3）から（5）の証明となるものを添付して入札書の提出期限内に提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるものについて説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

（4）契約書作成の要否 要

（5）契約の相手方の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。

第一交渉権者決定後直ちに交渉日時を通知、交渉し契約価格を決定する。ただし、交渉が不調又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

（6）その他

詳細は入札説明書による。

平成28年2月18日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構長崎医療センター院長 江崎 宏典